

命 令 書

札幌市

申 立 人 X組合
上記代表者 執行委員長 A 1

福岡県福岡市

被 申 立 人 Y会社
上記代表者 代表取締役 B 1

上記当事者間における平成27年道委不第3号Y事件について、当委員会は、平成28年3月11日開催の第1800回公益委員会議及び同月25日開催の第1801回公益委員会議において、会長公益委員成田教子、公益委員浅水 正、同加藤智章、同山下竜一、同山下史生、同朝倉 靖及び同國武英生が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人との間で締結した申立人組合員の未払賃金問題等についての平成26年12月12日付け和解合意書の未履行部分を速やかに履行しなければならない。
- 2 被申立人は、平成26年12月12日付け和解合意書の未履行部分につき、申立人が平成27年1月29日付け、同年2月9日付け及び同年3月2日付けで申し入れた団体交渉を拒否してはならず、これに速やかに応じなければならない。
- 3 被申立人は、次の内容の文を、日本工業規格A4判縦長白紙にかい書で明瞭に記載して、申立人に対し、本命令書写しの交付の日から10日以内に手交しなければならない。

記

当社が、貴組合に対して行った下記の行為は、北海道労働委員会において、労働

組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。
今後、このような行為を繰り返さないようにします。

記

- 1 当社が、貴組合との間で締結した申立人組合員の未払賃金問題等についての平成26年12月12日付け和解合意書の未履行部分を速やかに履行しなかったこと。
- 2 当社は、貴組合による平成27年1月29日付け、同年2月9日付け及び同年3月2日付けで申し入れた団体交渉に速やかに対応しなかったこと。

平成 年 月 日（手交する日を記載すること）

X労働組合

執行委員長 A1 様

Y会社

代表取締役 B1

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被申立人Y会社（以下「会社」という。）が、申立人X組合（以下「組合」という。）との間において、平成26年12月12日付けで（以下、年月日の表記に当たっては平成の元号を省略する。）、社員16名に係る未払賃金問題等に関する和解合意書を交わしたにもかかわらず、第2回支払期日以降の解決金の支払を履行していないこと、並びにこの不履行を交渉事項とする団体交渉の申入れを組合が書面により3回（27年1月29日付け、同年2月9日付け及び同年3月2日付け）にわたり行ったところ、会社は上記申入れに対し何ら回答をせず団体交渉に応じなかったことが、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第7条第2号及び第3号に該当する不

当労働行為であるとして、救済申立てのあった事案である。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 会社は、組合が27年1月29日付け、同年2月9日付け及び同年3月2日付けで申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- (2) 会社は、組合と取り交わした26年12月12日付け和解合意を誠実に履行しなければならない。
- (3) 陳謝文の掲示

3 本件の争点

- (1) 組合が27年1月29日、同年2月9日及び同年3月2日付けで申し入れた団体交渉を会社が拒否したことは、法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。(争点1)
- (2) 会社が、組合と取り交わした26年12月12日付け和解合意を誠実に履行しなかったことは、法第7条第3号の不当労働行為に該当するか。(争点2)

第2 当事者の主張の要旨

1 組合

(1) 団体交渉拒否について (争点1)

組合が会社に対して、27年1月29日、同年2月9日及び同年3月2日付け書面で行った、社員16名に係る未払賃金問題等の和解合意を守らず残余の解決金を支払わなかったことを交渉事項とする団体交渉の申入れを、会社は全く無視しており、会社の団体交渉拒否は明白であり、法第7条第2号に違反する行為である。

(2) 組合の運営に対する支配介入について (争点2)

組合と会社とは、電子メール(以下「メール」という。)のやりとりの結果、社員16名に係る未払賃金問題等について、会社が140万円の解決金を4回分割で支払うことで合意し、26年12月12日付けで和解合意書を締結した。

しかしながら、会社は、解決金の第1回支払は行ったものの、それ以降、和解合意を守らず残余の解決金を支払っておらず、これは、労働組合の存在そのものを軽視するだけでなく、労働組合法を遵守し運営している組合の存在を否定し、組合の運営を阻害する行為であり、法第7条第3号に違反するものである。

2 会社

会社は、答弁書、主張書面等を提出せず、本件に関する主張及び立証を全く行っていない。

第3 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人

組合は、札幌市その他石狩管内に所在する会社に勤務する労働者によって、17年4月に結成された個人加盟の労働組合であり、本件救済申立時において、組合員数は500名である。

(2) 被申立人

会社は、24年8月28日、札幌市にB2会社として設立され、25年1月に福岡市博多区に本店を移転し、同年6月1日に社名変更した株式会社であり、古物の買取・販売等を営んでいる。店舗として、大阪支社（兼コールセンター）、横浜支店、札幌支店（兼コールセンター）を運営していた。会社の従業員数は不明である。

(甲1、甲14)

2 組合加入の経過

(1) 25年10月1日、A2はテレフォンアポインターとして、契約期間を同月31日までとする期間の定めがある雇用契約により、会社の札幌支店において勤務を開始した。

(甲2、A6証言・第1回審問調書3頁)

この契約以降、雇用継続の手続が行われないまま、A2は会社において雇

用されていた。

(A 6 証言・第 1 回審問調書 4 頁)

(2) 26 年 10 月 2 日、会社は「雇用契約期間満了予告通知書」と題する書面を、札幌支店事務所に張り出した。

同書面には、「対象：札幌コールセンターパート従業員 2014 年 10 月 31 日をもって雇用期間満了とし、契約更新しないことを通知致します。」との内容が記載されていた。

(甲 3、16)

(3) 同月 26 日、A 2 は組合に、パート労働者が全員解雇されて何の補償についても言われていないこと、また、一方的に札幌の事業場を閉鎖するという事で解雇予告手当を請求したいこと、突然今日出てこなくていいという形で休ませられたということでの休業補償、年次有給休暇に対する補償について請求したいことを相談し、同月 27 日、A 2 のほか、会社札幌支店従業員の A 3、A 4 及び A 5 が組合に加入した。

(甲 5、16、A 6 証言・第 1 回審問調書 2、3 頁)

3 組合の団体交渉申入れに対する会社の対応

(1) 同月 27 日、組合は、会社に対し、同日付け「団体交渉申し入れ」と題する書面で、同年 11 月 4 日に団体交渉を開催するよう申し入れた。

(甲 5、A 6 証言・第 1 回審問調書 3、4 頁)

(2) 同年 10 月 29 日、組合の副執行委員長である A 6 が会社の本社に電話したところ、代表取締役である B 3 社長（以下「B 3」という。）は不在であり、大阪支社に電話するよう言われたことから、大阪支社に電話した。大阪支社で電話対応した B 4 取締役（以下「B 4」という。）とは、札幌支店の問題については B 4 がこれから対応するという事で合意をした。

また、B 4 は団体交渉で大阪、札幌を行き来するのも大変なのでメールで進めたいということであり、A 6 も申出を了承し、同月 31 日、A 6 は B 4 へメール送信した。

(甲 6、16、A 6 証言・第 1 回審問調書 4 頁)

(3) その後、上記 4 名の従業員のほか 12 名が次々と組合に加入し、同年 11

月4日に16名でA7分会を結成した。

(甲7、16)

(4) A6とB4は、十数回のメールによる交渉を行った。

会社は、合意に当たり、資金繰りが苦しいから4回の分割(1回35万円)で支払いたいと希望し、同年12月9日、組合もこれに同意した。

(甲8、16、A6証言・第1回審問調書4頁)

同月11日、会社は、「先日頂いておりました和解書の件ですが代表とも確認致しまして問題ございませんでした。ご郵送にて和解書お送りいただければと思います。」とする内容でA6にメールを送り、会社が解決金140万円を支払うことで合意し、翌12日、組合と会社は、解決金140万円を4回の分割(1回35万円)で支払う旨の和解合意書(以下「本件和解合意」という。)を交わした。

(甲8、9、16、A6証言・第1回審問調書4、5頁)

(5) 第1回目の支払期日である同月25日には、会社から組合に35万円が支払われたが、第2回目の支払期日である27年1月25日には支払がなかった。

そこで、A6はB4に、電話やメールで連絡をしたが、連絡がつかない状態となり、また、B3に対して電話しても全く通じず、会社に電話をかけても、対応した従業員は、不在なので伝えておきますというだけであった。

(甲16、A6証言・第1回審問調書5頁)

(6) 同月29日、組合は、会社に対し、合意に基づき4回分割払とした解決金の第2回支払期日である同月25日を過ぎて現在に至るも第2回分の35万円の支払がないこと、また、会社担当窓口のB4に十数回にわたり電話で連絡したが適切な回答が得られず、現在は電話にも応じてもらえない状態であることなどを記載した上で、同年2月4日を開催日とする団体交渉の要求書を郵送した。

(甲10、16、A6証言・第1回審問調書5、8頁)

(7) 組合の要求に対し、会社からは返事もない状況であったため、同月9日、再度、組合は、会社に対し、同月17日を開催日とする団体交渉の要求書を郵送した。

(甲 1 1、1 6、A 6 証言・第 1 回審問調書 8 頁)

- (8) A 6 は、その後も会社に対し、電話やメールで連絡を試みたが、B 3 も B 4 も不在で連絡がつかないということであったため、同月 1 1 日又は 1 2 日、A 6 は、札幌市中央区〇〇〇〇〇〇丁目〇番地 C 1 ビル (以下「C 1 ビル」という。) 2 階にある会社の札幌支店を訪ねた。(甲 1)

同ビルの玄関入居表示には会社名が掲示されておらず、2 階も踊り場フロアに C 2 株式会社の看板が置いてあるのみで事務室入口のドアには社名表示もなかったが、事務室に入ってすぐ左側ドア横に被申立人会社名が表示されていた。

(審査の全趣旨)

そこには、経理担当であるという B 5 がおり、A 6 は事情を話し、B 3 に連絡するよう申し入れたところ、B 5 からは、「では社長にそのことを伝えておく」という回答を得たが、会社から連絡はなかった。

(甲 1 2、1 3、A 6 証言・第 1 回審問調書 6 頁)

- (9) 同年 3 月 2 日、A 6 は、会社の本社に電話を入れ、対応した従業員から、「B 3 に折り返し電話をさせます」と回答を得たが、連絡はなかった。

同日、組合は、会社に対し、4 回分割払とした解決金の第 1 回分として、2 6 年 1 2 月 2 5 日に 3 5 万円が支払われて以後今日に至るまで残余の解決金が支払われていないこと、2 7 年 1 月 2 9 日付け及び同年 2 月 9 日付けの各書面で団体交渉を要求し、回答を求めているがこれが無視されていること、また、組合が 2 月 1 1 日又は 1 2 日に会社の札幌支店を訪れ B 5 に対して B 3 に連絡するよう申し入れたことなどを記載した上で、同年 3 月 1 1 日を開催日とする団体交渉の要求書を郵送した。

(甲 1 3、1 6、A 6 証言・第 1 回審問調書 6、8 頁)

- (10) なお、前記(6)、(7)及び(9)における 3 回の団体交渉の要求書は、いずれも組合へは返送されていない。

(A 6 証言・第 1 回審問調書 8、9 頁)

- (11) 同年 3 月 1 7 日、組合は、本件不当労働行為救済申立てを行った。

4 本件救済申立て後の経過

(1) 当委員会は、会社に対し、27年3月17日には本件救済申立書を添付した不当労働行為調査開始通知書を、また、同月26日には本件救済申立てに係る第1回調査期日通知書を、いずれも普通郵便で送付した。なお、両通知書とも当委員会へは返送されていない。

(2) 同年4月2日、組合が会社の履歴事項全部証明書を調べたところ、同年1月20日に、会社の所在地となっている福岡市博多区内で会社所在地が変更になっていること、また、代表取締役がB3から大阪市西成区を住所とするB1に変更になっていることを確認した。

(甲14、A6証言・第1回審問調書6頁)

(3) 同月3日、組合は、B1を新代表取締役とする会社の新所在地宛て及びB1の自宅住所宛てに、4回分割払とした解決金の第1回分として、26年12月25日に35万円が支払われて以後、支払期日を過ぎて現在に至るも支払義務ある解決金残金105万円が支払われていないこと、B4に十数回にわたり電話で連絡したが適切な回答が得られず、現在は電話にも応じない状態が続いていること、また、北海道労働委員会に不当労働行為救済申立てを行ったことなどを記載した上で、27年4月13日を開催日とする団体交渉申入書を郵送した。

しかし、B1の自宅住所宛ての郵便は返送されなかったが、会社宛ての郵便は宛名不完全で配達不可能として、組合に返送された。

(甲15、20、A6証言・第1回審問調書6頁)

(4) 同月13日、当委員会は、前記(2)のとおりB1を新代表取締役とする会社の新所在地宛てに、改めて、不当労働行為調査開始通知書及び第1回調査期日通知書を特定記録郵便で送付したが、同月18日、宛名不完全で配達不可能として、当委員会に返送された。

(5) 同月21日、A2の自宅に、古物の買取・販売等を営んでいるという株式会社C3のコールセンターから営業電話が入った。

同月23日、A6はC3の履歴事項全部証明書を調べたところ、同社は、組合と会社が交渉を重ねていた26年11月25日に成立し、本社が東京都渋谷区、代表取締役がB3となっていた。

また、同日、A6は、会社札幌支店のその後の状況を確認するため、C1

ビルを訪れたところ、2階エレベーター出口踊り場にあった、C2株式会社の看板はなくなっており、閉ざされていた2階右側のフロアの改装工事が行われていた。

(甲16、20、A6証言・第1回審問調書7頁)

(6) 27年5月15日、A6はC3本社(東京)に電話し、B3を出すよう求めたが、対応した従業員は、「不在なので伝える」との返答であった。しかし、その後B3からA6に対し、電話はなかった。

(甲20)

(7) 同年6月24日、A6は、C3札幌支店が、C1ビル2階で営業しているという話を聞きつけて、本当に業務を行っているか確認するため、C1ビル2階の事務所を訪れ、B3に面会を求めたが不在であった。A6は、対応した従業員に、B3と連絡をとってほしい旨申し入れたが、B3から連絡はなかった。

(甲20)

(8) A6は、その後札幌市中央区〇〇〇〇丁目〇〇〇〇C4ビル〇階を本店所在地として変更(甲17)したC3の同所在地の事務所を3度訪れ、以前会社で経理を担当し、同事務所にいたB5に、B3に連絡をとってほしい旨申し入れたが、B3から連絡はなかった。

(甲16、20)

(9) 本件審査に当たり、当委員会は、会社に対し、申立てに対する答弁書の提出を求め、調査期日及び審問期日が決定する都度、各期日に出頭するよう文書で通知し、申立人から提出された書面及び書証を配達証明郵便等で送付するなどした。

なお、通知によっては、宛名不完全で配達不可能として当委員会に返送されたものもあるが、「調査開始通知書」及び「救済申立書(写し)」にあつては、27年6月23日の北海道公報登載により、同年7月8日に交付があつたとみなされ、「審問開始通知書」にあつては、同年11月4日の掲示場掲示により、同月5日に、また、「審問期日通知書」にあつては、同年12月10日の掲示場掲示により、同月11日に、それぞれ通知があつたものとみなされている。

このように当委員会は、会社に対し、主張・反論の機会を与えてきたが、会社は、本件審査において行われた7回の調査期日及び2回の審問期日に出頭せず、結局、答弁書、準備書面、書証等を一切提出しなかった。したがって、当委員会は、会社不出頭のまま審査を終結せざるを得なかった。

第4 判断

1 組合が27年1月29日、同年2月9日及び同年3月2日付けで申し入れた団体交渉を会社が拒否したことは、法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。(争点1)

(1) 解雇や賃金の不払など、労働条件その他の待遇に関する事項について、当該事項にかかわる労働者が所属する労働組合から、時機に後れず合理的期間内に団体交渉の申入れがなされた場合、使用者は、団体交渉を応諾する義務を負う。このことは、被解雇者が解雇された後に労働組合に加入した場合でも同様である。

(2) 使用者は、労働組合から組合員の未払賃金問題等について団体交渉の申入れがなされた場合、賃金は基本的な労働条件であるところ、このような金銭的な労働条件が義務的団体交渉事項となることはいうまでもなく、これを正当な理由なく拒否してはならないのは当然である。

(3) これを本件についてみると、組合が当該団体交渉を申し入れたのは、26年12月12日に組合と会社においてなされた和解合意の不履行によるものであるところ、合意内容のうち、第2回目の支払期日である27年1月25日までに、会社からの支払はなかった(前記第3の3(5))。

そこで、同月29日に、組合は会社に対し、和解合意の不履行につき、同年2月4日を開催日とする団体交渉の要求書を郵送し、返送されなかった(前記第3の3(6)、同(10))。

(4) さらに、組合は、同年2月9日に再度、会社に対し、同月17日を開催日とする団体交渉の要求書を郵送し(前記第3の3(7))、合意内容の第3回目の支払期日である同年2月25日を過ぎた同年3月2日には、同月11日を開催日とする団体交渉の要求書を郵送し(前記第3の3(9))、両要求書はいずれも返送されなかった(前記第3の3(10))。

(5) そうすると、組合によるこれら3回にわたる団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）の申入れは、時機に後れず合理的な期間内になされたものであって、会社は、正当な理由がない限り、使用者として団体交渉に応諾する義務を負うというべきである。

(6) 次に、本件団体交渉申入れに対する会社の対応をみてみると、A6はB4に、電話やメールで連絡をしたが、連絡がつかない状態となり、また、B3に対して電話しても全く通じず、会社に電話をかけても、対応した従業員は、不在なので伝えておきますというだけであった（前記第3の3(5)）。また、A6は、会社の経理担当であるB5に、B3に連絡をとってほしい旨申し入れ、B5からは、B3に伝えておくという回答を得たが、B3から連絡はなかった（前記第3の3(8)）。さらに、同年3月2日の第3回目の団体交渉要求を書面で行った同日に、A6は、会社の本社に電話を入れ、対応した従業員から、「B3に折り返し電話をさせます」と回答を得たが、会社から連絡はなかった（前記第3の3(9)）。したがって、会社は組合の申入れに対し、一切応答することなくこれを無視したと認めることができるのであって、こうした会社の対応は、組合の団体交渉の機会を奪うものであり、団体交渉拒否（以下「本件団体交渉拒否」という。）に当たる。

(7) さらに、本件団体交渉拒否について、正当な理由があるか検討すると、組合の本件団体交渉申入れに係る交渉事項が義務的団体交渉事項に該当することは明らかであるところ、会社は、本件に関し一切の主張立証をしておらず（前記第3の4(9)）、本件審査で採用された証拠及び審査の全趣旨を考慮しても、本件団体交渉拒否の正当な理由は存在しない。

(8) 以上によれば、会社は、正当な理由がなく団体交渉を拒否したものであるべきであり、これら会社の行為は、法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

2 会社が、組合と取り交わした26年12月12日付け和解合意を誠実に履行しなかったことは、法第7条第3号の不当労働行為に該当するか。（争点2）

(1) 使用者は、労働組合との間で書面による合意を取り交わした場合には、当該合意事項を誠実に履行すべき義務を負うことはいうまでもない。

使用者が、労働組合との間でその組合員の労働条件に係る紛争を解決する目的で和解契約を締結した場合において、和解条項に基づく和解金の支払を怠る行為が、直ちに法第7条第3号にいう支配介入行為に当たるとすることはできないが、不履行の態様及び組合運営に与える影響など諸般の事情を考慮して、組合の運営に対する支配介入行為となる場合があると解する。すなわち、和解契約締結に至った事情、当該和解契約の組合活動における位置付け及び不履行の際の使用者の対応に鑑みて、使用者による和解契約の不履行が、組合員に不利益を及ぼすとともに、組合員に、組合に対する不信を抱かせ、その運営に少なからぬ影響を及ぼすおそれがあるといえる場合は、当該不履行がやむを得ないなどの特段の事情がない限り、組合の存在を無視又は軽視し、その弱体化を企図した支配介入として、同条同号に該当する不当労働行為に当たるといふべきである。

これを本件について、以下、検討する。

(2) 和解契約締結に至った事情

会社が、札幌の事業場を閉鎖しパート労働者全員を解雇し、何らの補償を提案しない状況の中で、解雇されたパート従業員16名が組合に加入した（前記第3の2(2)、同(3)、第3の3の(3)）。組合は、書面での団体交渉申入れを契機に、会社と十数回におよぶメールによる交渉を重ね、資金繰りが苦しいので4回の分割で支払いたいと希望した会社の意向に同意し、本件和解合意に至り、16名の組合員につき解決金140万円の支払を受けるという成果を獲得した（前記第3の3(1)ないし(4)）。

(3) 和解契約の組合活動における位置付け

上記(2)のとおり、会社は、札幌の事業場を閉鎖しパート労働者全員を解雇し、何らの補償を提案しない状況の中で、解雇されたパート従業員16名は組合に加入し、A7分会を結成し、粘り強く交渉して和解合意に至ったものであり、本件和解合意は、組合結成の主要な目的であり、組合活動の成果として大きな意味を持つものであって、その履行がされるか否かは組合の存在意義にもかかわるものである。

(4) 不履行の際の使用者の対応

上述したパート従業員16名の組合加入から本件和解合意に至る経過から

すると、会社は、本件和解合意が組合活動の成果として大きな意味を持つことを認識していたと考えられる。それにもかかわらず、会社は、26年12月25日、本件和解合意に基づく第1回目の支払を履行したものの、第2回目の支払期日である27年1月25日に支払をしなかった（前記第3の3(5)）。

その後、組合からの本件和解合意の不履行についての本件団体交渉申入れや、幾度にも及ぶ連絡に対しても、会社は一切応答することはなかった（前記第3の3(5)ないし(9)）。

したがって、会社の態度は、本件和解合意を履行しようとする姿勢を著しく欠くものといわざるを得ない。

(5) まとめ

前記(2)ないし(4)のとおり、本件和解合意は、組合結成の主要な目的であり、かつ、活動上重要な位置を占める組合員の未払賃金問題等を終局的に解決しようとするものであるから、組合活動の大きな成果であり、組合員及び組合にとって重要な位置を占めるものといえる。また、会社は、本件和解合意が組合活動の成果として大きな意味を持つことを認識していたと考えられ、会社の態度は、本件和解合意を履行しようとする姿勢を著しく欠くものといわざるを得ない。

さらに、審査の全経過をみても、当該不履行がやむを得ないなどの特段の事情は認められない。

以上によれば、本件和解合意の不履行は、組合員に不利益を及ぼすとともに、組合員に、組合に対する不信を抱かせ、その運営に少なからぬ影響を及ぼすおそれがあるものといえるから、組合の存在を無視又は軽視することにより、その弱体化を企図した支配介入として、法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

3 結論

よって、当委員会は、法第27条の12及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第43条の規定により、主文のとおり命令する。

平成28年3月25日

北海道労働委員会

会長 成田 教子